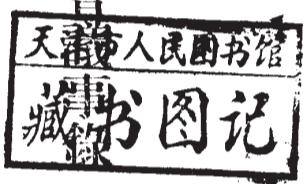
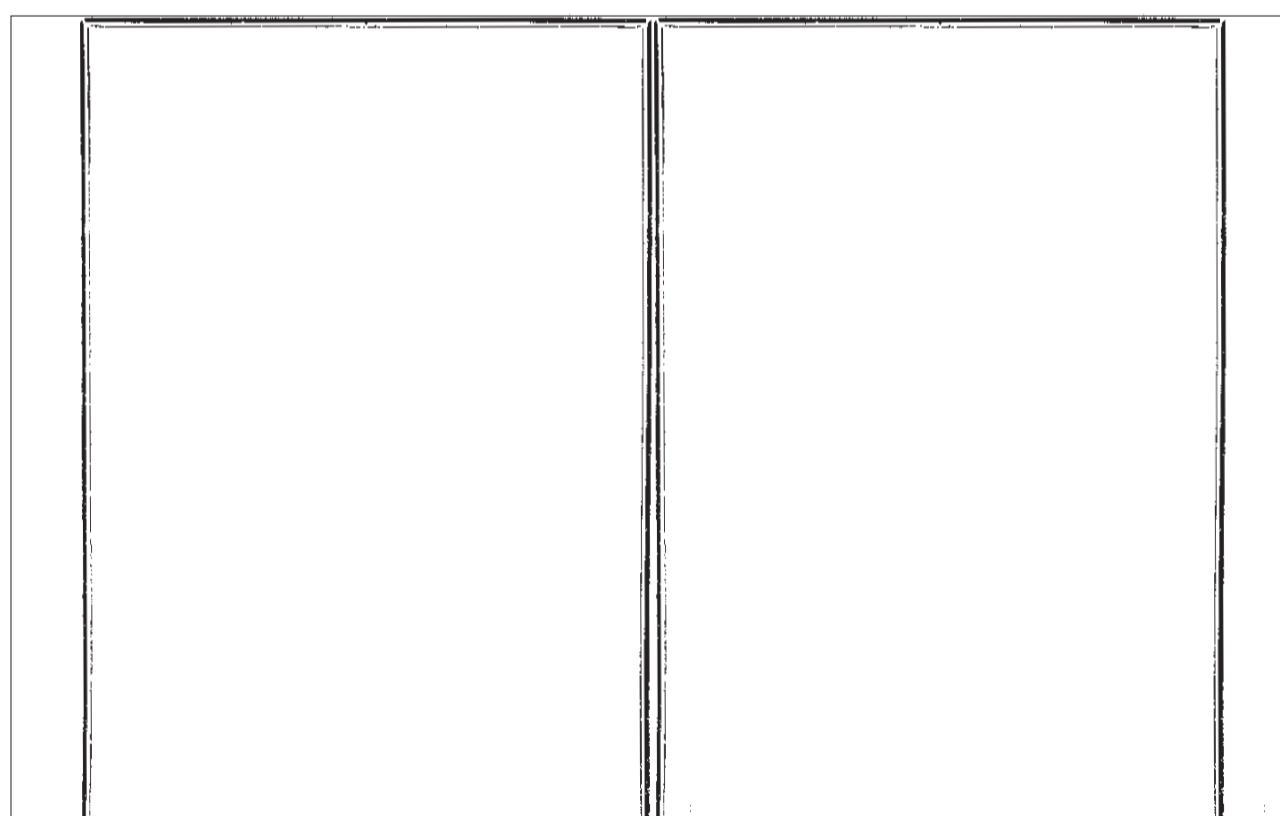
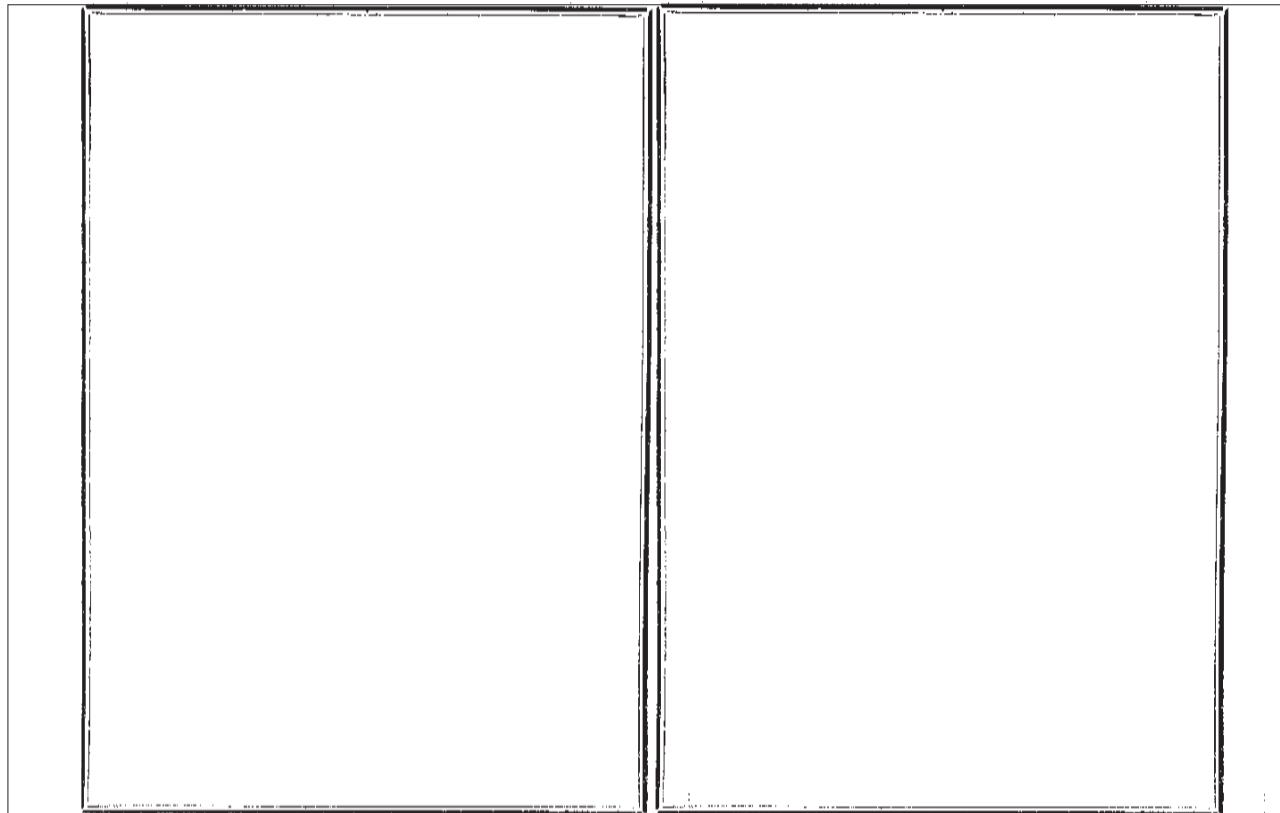


議事錄第四號

明治四十二年通常民會



天津居留民團

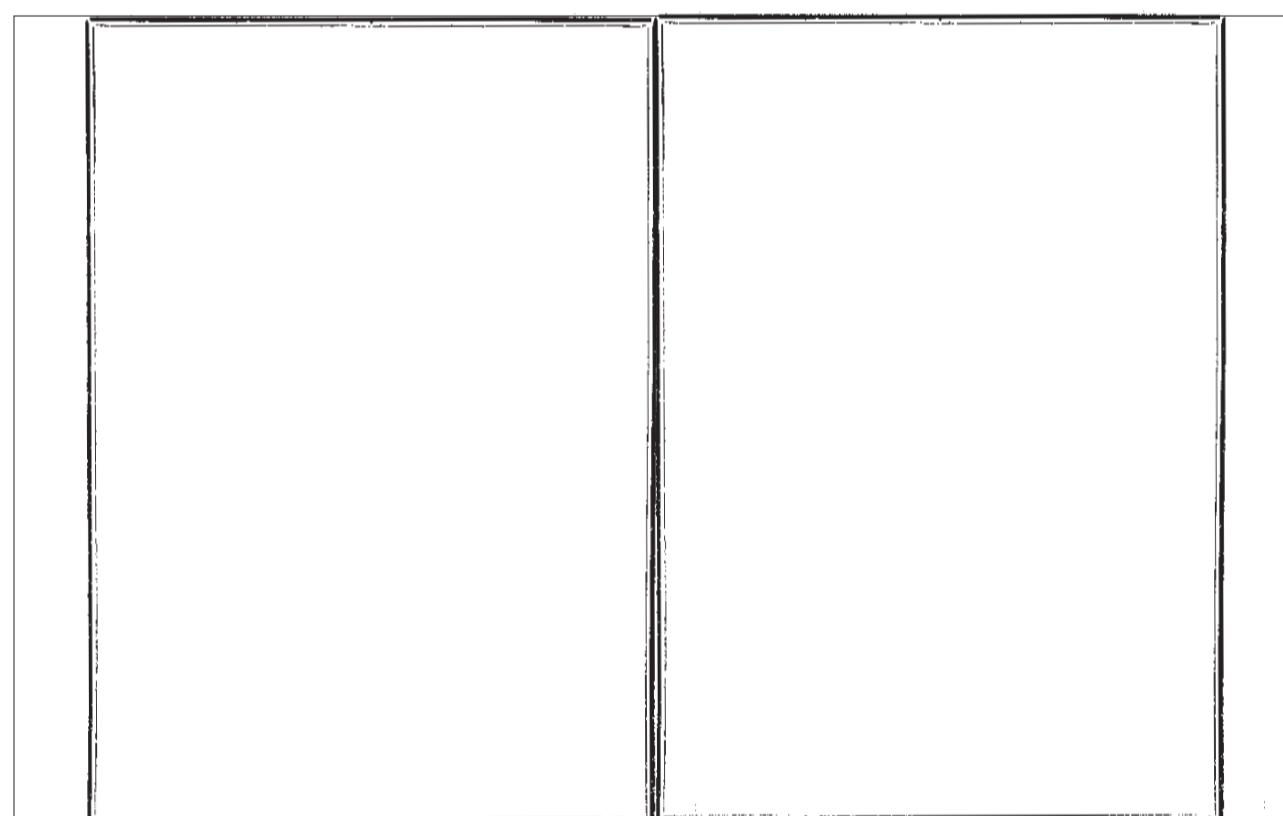
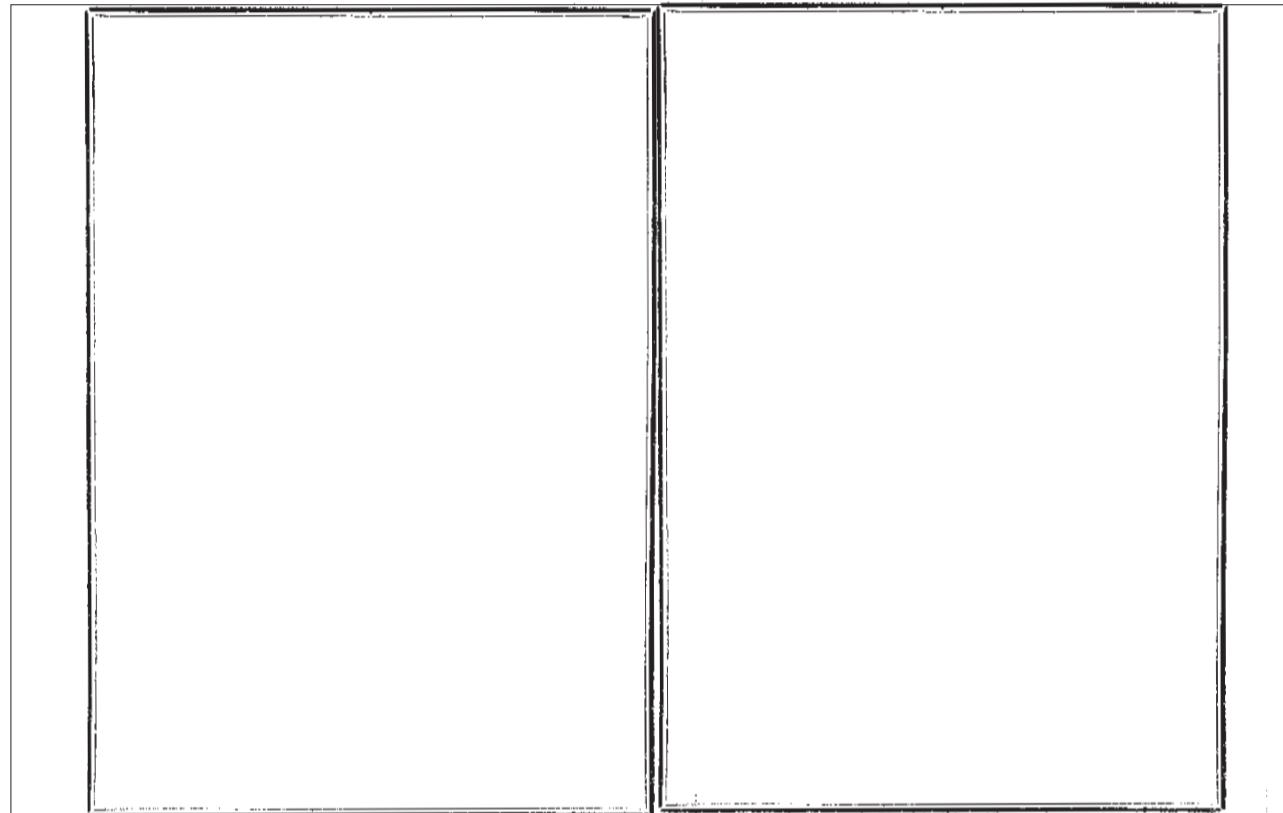


議事錄目次

第一回		第二回		第三回		第四回	
一、小幡總領事代理告辭	二、民會議長選舉	三、明治四十二年度民團歲入出總額算案（第一讀會の續）	二一	一、明治四十二年度民團歲入出總額算案（第一讀會の續）	二一	一、明治四十二年度民團歲入出總額算案	一九
二、公課金督促條例	三、民會議長選舉	二、居留地内官地拂下の件（第一讀會の續）	三七	二、居留地内官地拂下の件（第一讀會の續）	三七	二、居留地内官地拂下の件	八八
三、公課金督促條例	四、明治四十一年度民團特別基金決算報告	三、大和公園費支山事後承諾の件	四一	三、大和公園費支山事後承諾の件	四一	三、大和公園費支山事後承諾の件	五五
四、雜種課金規則中改正案	五、雜種課金規則中改正案	四、臨時土木共費支出事後承諾の件	四一	四、臨時土木共費支出事後承諾の件	四一	四、臨時土木共費支出事後承諾の件	六六
五、慈善基金設置の件	六、公課金督促條例案	五、慈善基金設置の件	四三	五、慈善基金設置の件	四三	五、慈善基金設置の件	七七
六、公課金督促條例案	七、取扱課金規則中改正案	六、公課金督促條例案	四三	六、公課金督促條例案	四三	六、公課金督促條例案	八八
七、取扱課金規則中改正案	八、營業課金規則中改正案	七、取扱課金規則中改正案	四五	七、取扱課金規則中改正案	四五	七、取扱課金規則中改正案	八九
八、營業課金規則中改正案	九、總領事館移轉請願の件	八、營業課金規則中改正案	四五	八、營業課金規則中改正案	四五	八、營業課金規則中改正案	一九
九、總領事館移轉請願の件	一〇、居留民團法施行規則中改正に關する建議案	九、總領事館移轉請願の件	四五	九、總領事館移轉請願の件	四五	九、總領事館移轉請願の件	一一
一〇、居留民團法施行規則中改正に關する建議案	一一、壽街開修工事速成に關する建議案	一〇、居留民團法施行規則中改正に關する建議案	四五	一〇、居留民團法施行規則中改正に關する建議案	四五	一〇、居留民團法施行規則中改正に關する建議案	一九
一一、壽街開修工事速成に關する建議案	一二、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	一一、壽街開修工事速成に關する建議案	四五	一二、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	四五	一二、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	一九
一二、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	一三、日本租界公設市場廢止並に行商禁止の領事館令廢止建議案	一二、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	五一	一三、日本租界公設市場廢止並に行商禁止の領事館令廢止建議案	五一	一三、日本租界公設市場廢止並に行商禁止の領事館令廢止建議案	一九
一三、日本租界公設市場廢止並に行商禁止の領事館令廢止建議案	一四、雜種課金規則中改正案	一三、日本租界公設市場廢止並に行商禁止の領事館令廢止建議案	五一	一四、雜種課金規則中改正案	五一	一四、雜種課金規則中改正案	一九
一四、雜種課金規則中改正案	一五、畜犬及野犬の取締に關する建議案	一四、畜犬及野犬の取締に關する建議案	五六	一五、畜犬及野犬の取締に關する建議案	五六	一五、畜犬及野犬の取締に關する建議案	一九
一五、畜犬及野犬の取締に關する建議案	一六、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	一六、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	五六	一六、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	五六	一六、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	一九
一六、本邦藝妓及酌婦の健康診斷に關する建議案	一七、行政委員並豫備行政委員選舉	一七、行政委員並豫備行政委員選舉	五六	一七、行政委員並豫備行政委員選舉	五六	一七、行政委員並豫備行政委員選舉	一九
一七、行政委員並豫備行政委員選舉	一八、民團出納檢査委員選舉	一八、民團出納檢査委員選舉	五六	一八、民團出納檢査委員選舉	五六	一八、民團出納檢査委員選舉	一九
一八、民團出納檢査委員選舉	一九、謝意表彰の件	一九、謝意表彰の件	五六	一九、謝意表彰の件	五六	一九、謝意表彰の件	一九
一九、謝意表彰の件	二〇、明治四十二年通常民會成績	二〇、明治四十二年通常民會成績	五〇	二〇、明治四十二年通常民會成績	五〇	二〇、明治四十二年通常民會成績	一九
二〇、明治四十二年通常民會成績	二一、小幡總領事代理閉會の辭	二一、小幡總領事代理閉會の辭	七三	二一、小幡總領事代理閉會の辭	七三	二一、小幡總領事代理閉會の辭	一九
二一、小幡總領事代理閉會の辭	附錄	附錄	七三	附錄	七三	附錄	七四

附錄

三、取得課金規則中改正	七五
四、營業課金規則中改正	七五
五、慈善基金設置の件	七五
六、明治四十一年度民團歲入出總豫算追加の件	七五
七、特別基金決算報告	七五
八、大和公園費支出事後承諾の件	七五
九、臨時土木費支出事後承諾の件	七五
一〇、明治四十二年度民團歲入出總豫算	七五
一一、民團要錄	七五
附錄終	
	九三
	八一
	八一
	七八
	七六
	七五
	七五
	七五
	七五



(六)	
安川 議長	是れより民會議長の選舉を行ひん序に一寸諸君に御注意申度「選舉上の心得なり行政委員は民團施行法第三十三條により再選を許され居るも民會議長の再選には斯る規定なきと以て前議長を再選せらるゝとも法律上無効なり又投票には姓名共に記入せられなし
安川 議長	選舉に先だ選舉立會人二名を選ばんとす諸君に於て異議なれば其の選定の方法は議長に一任せらる可きや
鈴木敬親君	異議なし(賛成々々の聲起る)
安川 議長	異議なれば領事の指名を請はん
天野健藏君	前議長を再選すること出来ぬと云ふ規則ありや
安川 議長	なし、然し是れは法律の精神を解釋したるものなり
天野健藏君	法律に別に規定なければ可なりと信ず如何にや
安川 議長	そは法律を改正せざれば不可なり建議案として外務省に建議する外なからん
天野健藏君	元來法律は廣く其の精神を解釋す可きものなり議長の解釋は餘り狹きに失す法律に反対の明文なき以上は再選するとも一向差支なし
安川 議長	理屈は兎に角實際に不可なり
西村 博君	本員は再選するも差支ならんと信す何となれば再選せらるゝ人は同一なりとも一旦任期満ち其の形式を新たにすればなり
天野健藏君	再選出来ぬと云ふ明文あれば仕方なきも之れなき以上は法律上の解釋問題は此の場合不必要なり
小幡總領事代理	再選するも妨げなし
安川 議長	監督官の解釋により差支なしとのことなれば諸君の隨意に任せん
小幡總領事代理	(西村博君、鈴木敬親君立會す)
安川 議長	投 票
安川 議長	是れより開票せん
安川 議長	投票總數
三十八票	安川雄之助君
二 票	皆川 廣量君
安川 議長	以上の結果本議長再選せらる不肖なれど就任を承諾す可し(拍手起る)
安川 議長	本日の議事日程は既に諸君に配布したる筈なるが其の順序に就て異議なきや、異議なれば日程第二に移る
安川 議長	別に質問なきや
高柳松一郎君	大和公園基金の中に小灌木及花卉云々をもり之れは如何にして購入

(七)	
高柳松一郎君	今日迄の経験にて幾本位枯死せるや
小松林藏君	公園には昨秋植付けたるもののみなれば未だ其の成績如何を知らず但し數年來道路に植へたるものと概算は生六枯四位ならん
天野健藏君	本員は發考の爲め居留地經營事務所時代に於ける植樹の有機を述べん當時一本二圓、二年間保証付して植樹たりしが二年の期限中植ては枯らし遂に認定の如くに成長を見ること能はざりしことあり租界局が一本三十仙にて買込み自ら之れを培養する方法を取りたるは頗る策の得たるものと信す
安川 議長	其の他に質問なきや(異議なし)
安川 議長	決算報告は承認と認めて異議なきや(異議なし)
安川 議長	然らば承認に決す
(八)	
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一弗乃至一弗五十仙なるも保証なきものは一本三十仙内外なり即ち金額より云へは一と五との比例なるも保証なき樹木と雖も其割合に枯るゝものにあらず故に多少枯死するものありとするも保証付とせざるを得策とす
高柳松一郎君	せしや
高柳松一郎君	之れは入札により支那人が落札せるものと記憶せり
高柳松一郎君	萬一植付たる樹木の枯死せる場合には民團の損失となるや
高柳松一郎君	そは大に不可なり宜しく年限を付して保証せしむべし
高柳松一郎君	保証付の植樹は一本一

内閣 印象 土の御用はお出でになつてゐるが、貴様がこの御用受けひきを学

びる事は御承知を仰合ひて貰う事ある事の御通り承り申し

安川

承知

申す

内閣

御承

知

申

内閣

御

承

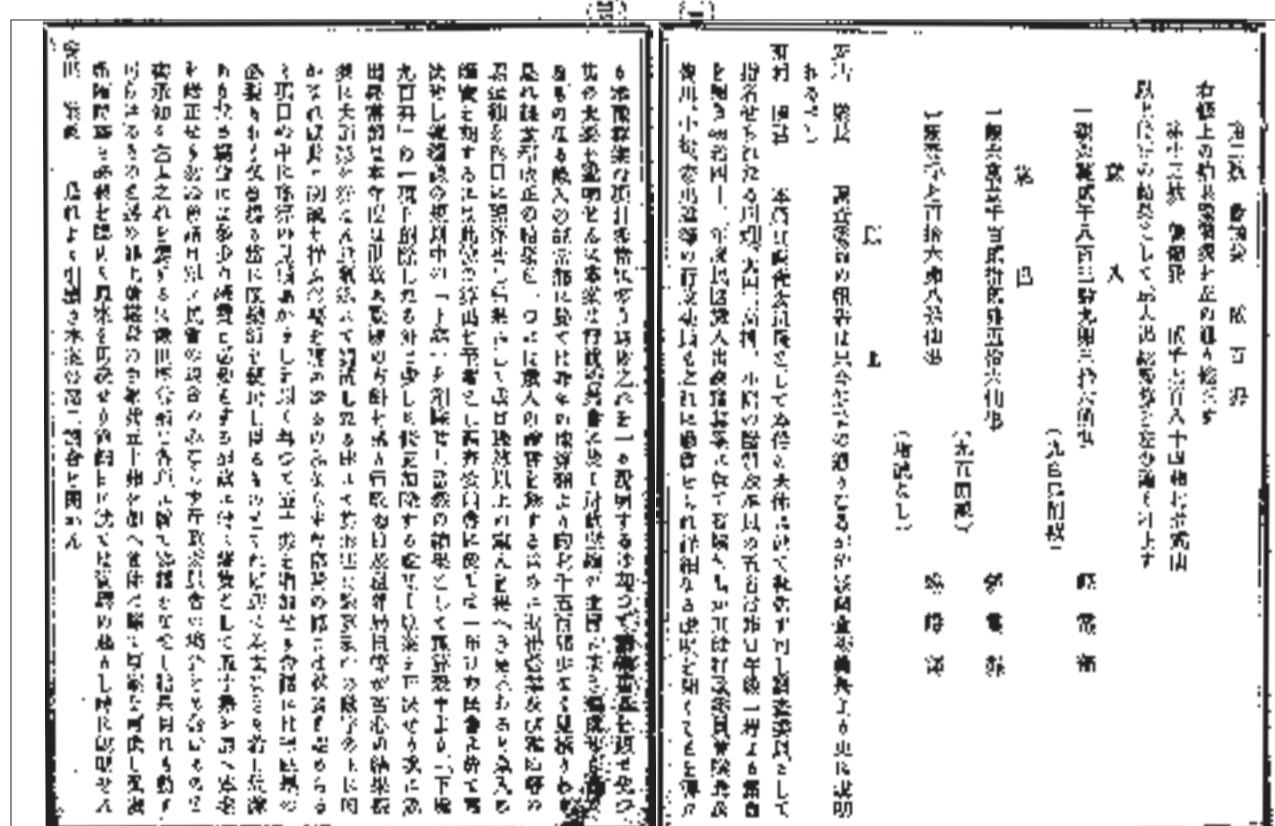
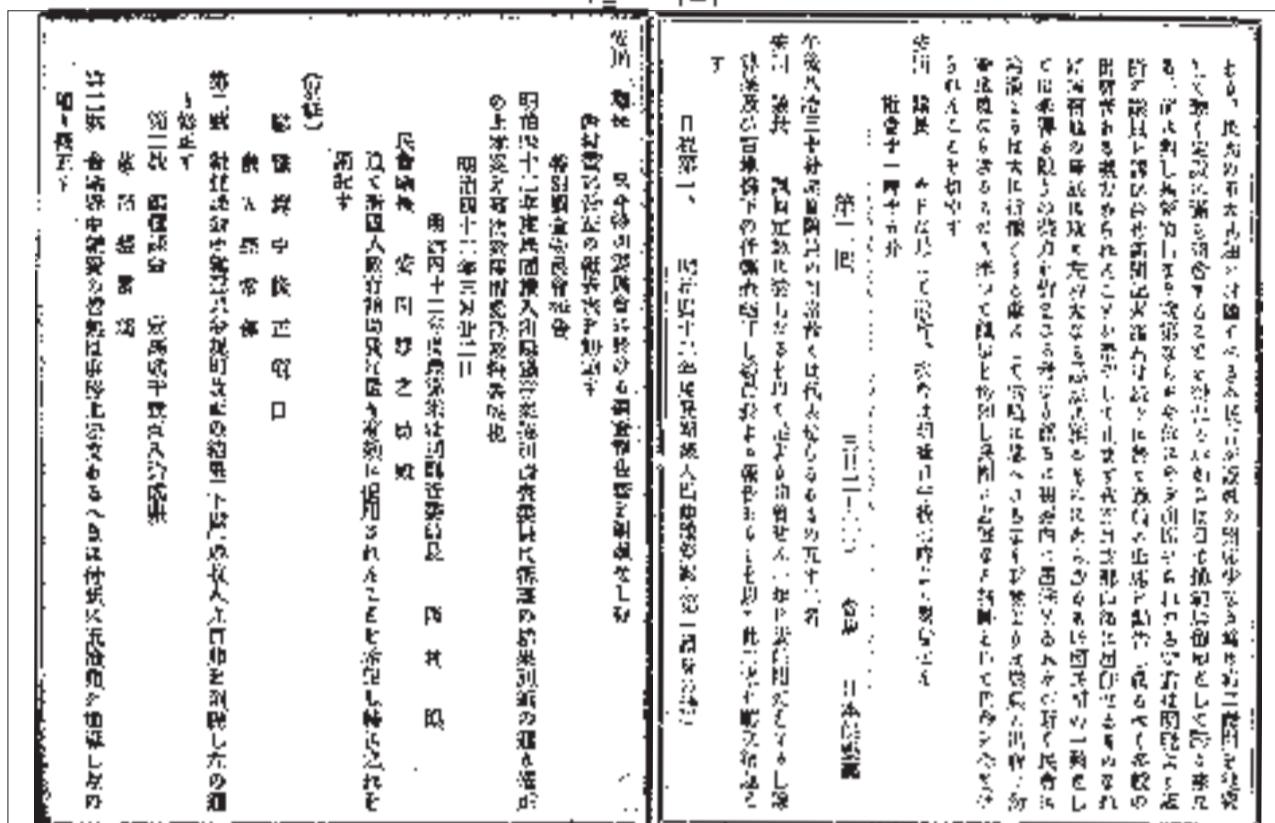
少佐へ手紙を送り付けても手紙の返事はなかなか来ない。結婚式の日まで十日間もたまらずに物語の手紙が届かぬ。そこで母の手で電話で連絡する。母は喜んで「おめでとう」と連絡する。結婚式は母の手配で、夫の親類は皆参列する。夫の親類は皆参列する。

要用	隨其	心眼を以て
休食	既成書成者に於て	
起立	坐位	
降下	坐位	
安川	内火	空虚病の発熱三相に附する寒熱である
百石	情若	貧困病は外人の多氣風、所處の悪さと
足利	五火	熱氣
西村	情若	一粒に及ぶ斯る名目を假りては不二の在り之れを發達すべし（發成書本

西川 順其 指揮官は本領の御用で、(指揮官)、西川
西川 順其 水兵常服見付

上記は以上に云ふは利害の外なる關係あると以て或る所へ連絡する事無く、又一方剣を秘め、歸れてそれを發揮する所無く、純然たる隠院者なる日見極めた所歟。而して是れは、二十年後、「柳家」出現、三十六才の西行翁に附合するとの後

參照。然れど、古事記は「天主」を「神」に「天」に「主」に「天主」として三種の名前で呼んでゐる。天主教では「天主」を「神」に「天」に「主」に「天主」として三種の名前で呼んでゐる。



○ 沢木の説明

○ 岩瀬の質問

○ 菊池の質問

○ 佐川の質問

○ 田代の質問

○ 佐川の質問

お門の上に皆入りて白帝に坐す。うつへて其の處を慶喜三百餘人に御教せし事より
安川、源氏、

竹林の弟も守って貰ふ所で、三日目に十人ばかりを増加させ、他二十九人には随分と忙いきを嘗めながら監修するのである。

高橋老一郎は、第六次防衛費の内閣審議会の申合意に付したる内閣の説明によれば、

高齢者へは、お年寄りの言葉で「おまえ」などと親切に呼んでいた。おまえを親切と親切として、おまえのことをもあらうお年寄りの間からお年寄りでいふ。「おまえ」と子供

アリス 葉月 愛國を愛するに仕し立し

子孫の傳承をうながす遺産保護を今
春日、高橋、佐藤、吉田、西川、久保田、八尾、大庭、吉川、安井、毛利、吉川、

新米の日暮
第十一回第一の火事は焼失したが、三丁目をやりとくとそれは日暮

日は教本に手を貸す。私達年々五種類を出の事は少く、在る處で甚だしくて是より前後

萬葉歌火薙御食一夕空に廻るるは朝日暮るるは夕日は夜の月を覗むるを

必死の心地のまま、食事を終る。食事は、何よりの喜びだ。

THEORY

「ああ、お前がやつておる事だ。おれはおまえの事に心配はない。おまえはおれの事を心配する事はない。おまえはおれの事を心配する事はない。」

便用料などは、本邦の税法上、その名前と同様に課税される。

然天理無事。本門は也天祐自然の運行をかじて、人間才智をもてて能く知らるべ事。此を以て教化を興す。但し本門の運行を知るには、五種の妄想と五知見を用ひし。

佐川 勝友 必ね此の御名を西脇と申す者に傳ひて置くべし。

中華人民共和國農業部令
農業部農業植物新物種引進審查委員會
關於引進外國植物新物種審查辦法

東坡集卷之三

洲別 陽成
異議をすれば委員會の意見に従事を廢止を勧める事には該す
異用 過去
議案 第三章

（註）此處所說的「新舊」，並非指舊約與新約，而是指舊約時代與新約時代。

國の國事に於ける、政治的立場を取る事の是非が可否を争はれてゐる。勿論、その問題は、政治的立場を取る事の是非である。

之れは既に既成の形の問題として發せられたる爲めに
第三章 著者論述の構成 (前編第3章)

第三回 水月洞中聽雨聲
第四回 水月洞中聽雨聲

14

安川 錠氏	稚年の通となり（異端者）
安川 錠氏	其後もけりに草葉所取
安川 錠氏	之れにて深閑院時郎が第一回會を終へたりて第三回會を開く
安川 謙長	賛成者多数で詔め之上より引張る第三回會を開く
安川 謙長	歳入公課を除て第二回會可決の結果より異議なきや
碧水幸三所取	内燃の件に就て多少異議あるが市営物、幾何の通商費を差せしや け知らざれども國下の盛況の收入甚だ少なし由ゆる設立以て行商を禁ずせる爲め中 流以下のものは非常の不便と不利甚ども設せりかく市営は根柢にて便益の利益と 便利とを世界に與ひゆるを以て形勢を廢してそれぞのの座邊に使用し一層多くの收入 を獲得せんことを計せて工商の禁止令を解説せんことを希望す
安川 謙長	市場駅近傍は既定として標に定められしもの地盤にて可決並にすれ ば自然権利に變更を見る所平ある也
安本義蔵君	人員は旅出人共に第幾社とし（投票なし）
安川 謙長	然るに四十二年慶民団歳入出經常高賃賄而とも可決確定す（拍手）
	百福第六、居相町青連門下の件
安川 謙長	特別調查委員會成員を擇出
西村 明君	所管東西南北地盤下の件と別解の沿革は頗大なる關係事れば尤も懸念 及ぼす間は且ちて惟豈なる會議にてせし其際開會の餘地の説明する報告説明等もありて官 地を種々に分派せしむる所を察する事無くして其處に於て其地に付属する主體に付属し 物を貯蓄する事あるゆゑも從前於所管事務に就きたり其處の官署勢等に就て附隨の計 画等を上申せし處所に於て一度點綴り開いたるゝ處所の説明より其實無能の處に付 し所管事務は其時より公ふかく省却ならんと付す
鶴川 深氏	是より官署拂下來の第二回會と熟かん
安本義蔵君	算有の様下の代金に拂下のまゝ二十ヶ年以内に主領を續け得るを又保 証は手段とするを
安田 勝己	民衆の疾苦日下を年四十一年度にて古事記にてて之に即て民國の元年を より此の不滿意の部分が即ち着目致しに令狀を發する事あり
治次郎監督	三十日間の期日の後期に即ちするとして之に左の約款を拂下せり
吉門 喜風	團体たれは確立せし時より年半よりより公債より起り二年の内一ヶ月を以 て凡れら皆人を雇用せしむる所を個別に許可をして此事に従事する人を雇用へま れ此地を起りて士族を一月にりて、トキニ一月八一歳として一年半間供給する時と約二 カ月の收入ある見込みより安本義の質問に對しては以上が答稱にて大富実業と仰る ところの事と申すと據てゆる事此點に對する事多大失体に就き、一貴重なる大富子孫を覺分ら とする始末に約三万九千「序」し御用事二十ヶ年も心に留めて會り其事に拂下に拂下に拂下に 國士外務省に歸屬したる國外務省に關する事の八月該事務所を承認する事には付則て

第三回 桃花村一泊の夜、桃源洞の外に宿す。桃源洞の外に宿す。桃源洞の外に宿す。

也多用作外號。李商隱《對酒》詩：「身無彩鳳雙飛翼，心有靈犀一貫通。」

卷之二十一

午後六時半左右西園寺の田畠君は行幸を終りての五十二名
案内者等、落成式が元親院の御殿後生の御用を了すと大勢不可し奉文は行院公直見付
及今上天皇御の御意を計る御詔を付し御詔書を御用申れども御詔書を御用申れども御詔書

之の上に落葉を拂ひ去ることより不可。實地にて落葉の落す位置を察り拂はれを免めんとするには即時安川、源長、船山以土の處處に於て第二種者を認めた。

（略）

西上院議員　本件は前大半でも御質問され御答申された事項を重複するところが多いため、本件の要旨を改めてお示しして、大要を御説明する所である。請願と題するものの中から要旨を提出する所である。

（二）「新」の意味　既存の制度を變じて新しくする事。或は、既存の制度を變じて新しくする事。或は、既存の制度を變じて新しくする事。

THE JOURNAL OF CLIMATE

明治四十二年通常民会议事录

事用 諸君 當お詫び申候すべく、空襲等の停電災害による電流の漏電は現在
暫く止んで居ます。

第一回 一氣之餘大打出手，本來是想報復，不料反被自己打倒了。
第二回 欲入人間，見到的本來是天上的昇天之路，不料反是自己墮落了。
第三回 本來是想報復，不料反被自己打倒了。
第四回 本來是想報復，不料反被自己打倒了。

國の山で見れるのは多種多様な木本植物であるが、その中でも最も多く見られるのが松である。松は、日本全国に分布する樹木であり、その種類も豊富である。特に、北海道では、多くの種類の松が生息している。また、北海道では、松の木を主とした森林資源が豊富であるため、松の材質を用いた建築や工芸品など、多くの産業が発展している。

あるが、本題に付随する筆記の結果をもとに民間の輸入と増加する供給の流れは、[三]の算定と
実工事と著者からのことと照合すると、供給の不足は推測するに足りぬ。即ち本工事は、日既れ以
降の積み重ねで、年々増加する傾向にある。

公が今、何をするかは問題でござりません。おまけに云ふと云ふ覺悟

の爲めに、この問題を解くには、必ずしも、その問題の本質を理解する事と、その問題の解法を理解する事と、必ずしも、密接な関係がある。従つて、問題を解くには、必ずしも、その問題の本質を理解する事と、その問題の解法を理解する事と、必ずしも、密接な関係がある。

「うーん、うーん」、頭を搔きながら、うなづく。うなづく。うなづく。

卷之三

第三回 桜痴の死 （前編）	第三回 桜痴の死 （後編）	第三回 桜痴の死 （後編）
第三回 桜痴の死 （後編）	第三回 桜痴の死 （後編）	第三回 桜痴の死 （後編）

世宗憲皇帝

卷之七

朝臣は、二度も高麗を亡ぼす事失敗の後、再開拓を強制する旨の御意。
（一）律令の実現のための高麗
（二）高麗の開拓のための高麗

（一）新規の開拓地で、既存の開拓地に接する場合、既存の開拓地の開拓権は、新規の開拓地の開拓権と競合する。

又到你小舍裏見到你，那一大片綠，像上了色的一幅畫。

卷之三

卷之三

（一）政治修業を主導的活動
（二）政治修業を輔助的活動

第一回 誰が死んで、死を誰に不思議な死因の秘密を告白する
第二回 お見事な殺人だらうとの「手筋」をつけて、西中は義姫を七九郎に
第三回 お佐和日本人不正死をひき起す問題を問題と見受けたる人を懲らすために、
四回 廉の死を「十一」なるものにし、

明治四十二年通常民会议事录

卷一百一十一

當局頒布禁令時，本會即向政府提出抗議。並在十二年四月二日上了一封信，請政府

萬葉曰春人皆有愛，莫教老使君。但願年年常有好時節，不使愁春老也。此詩亦是老春之歌。

次の日水曜日は、朝から午後まで、おまかせで、お仕事で、お出でにならぬ。午後は、お出でにならぬ。

二、本院所屬之新嘉坡及檳榔島兩處，均設有辦事處，專司該處之司法事務。

卷之三

大和長慶の美濃人
義家改姓三日間後
月日未嘗千里百里者九十九日也

3

卷之二 大相公詞	歲	歲	歲
一銀參萬六千九百九十九弗九拾壹仙也	銀參萬六千九百九十九弗九拾壹仙也	銀參萬六千九百九十九弗九拾壹仙也	銀參萬六千九百九十九弗九拾壹仙也
計銀壹萬六千參百八拾壹弗五拾五仙也	計銀壹萬六千參百八拾壹弗五拾五仙也	計銀壹萬六千參百八拾壹弗五拾五仙也	計銀壹萬六千參百八拾壹弗五拾五仙也
一銀六千九百六拾參也	一銀六千九百六拾參也	一銀六千九百六拾參也	一銀六千九百六拾參也
內 譯	內 譯	內 譯	內 譯
銀參千九百六拾參弗也	銀參千九百六拾參弗也	銀參千九百六拾參弗也	銀參千九百六拾參弗也
一銀貳千零九弗九拾壹仙也	一銀貳千零九弗九拾壹仙也	一銀貳千零九弗九拾壹仙也	一銀貳千零九弗九拾壹仙也
四十年支出高	四十年支出高	四十年支出高	四十年支出高
小灌木及花卉	土地理充費	樹架堂平貳百六拾捌	溫室及貯水池鑿造費
門坊築造費	園用器具	雜費	手營給料苦力費
四十年支出高	四十年支出高	四十年支出高	四十年支出高
(六) 伊秉堯紀念音樂堂基金	殘金	金	金
右差引銀七千四百零八弗六拾四仙也	計銀八千九百七拾貳弗九拾壹仙也	銀六百四拾九弗四拾仙也	銀六百四拾九弗四拾仙也
一銀參千一百拾七弗五拾仙也	一銀參千一百拾七弗五拾仙也	銀參千一百拾七弗五拾仙也	銀參千一百拾七弗五拾仙也
四十年未經越金	四十年未經越金	四十年未經越金	四十年未經越金

新 住 民 團 員 數 字	六 百 零 九 人

新 住 民 團 員 數 字	二 千 七 百 零 九 人

〔表〕	
第六款 衛生費	一、六〇八、〇〇
一、傳染病預防費	一、四〇八、八〇
合計	二、一、七一六、八〇
○明治四十二年通宿民會要錄	六二、八三九、五六
一、議員數	二、〇〇、〇〇
議員姓名	内日本人三十九名
五、議長及會議係	内清國人八十三名
六、開場	明治四十二年三月二十日より二十三日に至る四日間
三、會議場	日本俱樂部
四、成績	(議事録中にあるを以て擧す)
五、議長及會議係	議長川雄 書記長(租界局理夢)西村虎太郎 記(租界局技手)赤山村今朝治 記(租界局書記)田中鉢太郎 記(全記)黒澤兼次 記(全記)田見常一郎 記(全記)二郷常一郎
六、開場	内海牧 茂常 見田 常尚 常次 常助

附錄終